

問Ⅴ - 4 - ④（遊休財産額）

特定費用準備資金と資産取得資金の違いを教えてください。

答

- 1 特定費用準備資金（公益法人認定法施行規則第 18 条）は、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金です。将来、費用として支出することが予定されていることから、公益目的事業比率の算定上、前倒しの積立額をみなし費用として算入することが可能なほか、資金の使途が具体的に定まっていることから遊休財産額から除外されます。
- 2 資産取得資金（公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号）は、将来、公益目的事業やその他の必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するために積み立てる資金です。資産の取得又は改良を行った時点では資金から実物資産に振り替わるだけであるため、費用で計る公益目的事業比率の算定には積立額を算入することはできませんが、資金の使途が具体的に定まっていることから遊休財産額から除外されます。
- 3 両資金とも、資金の目的である活動の実施や財産の取得又は改良が具体的に見込まれていること、資金毎に他の資金と区分して管理されていること、積立限度額が合理的に算定されていること、算定の根拠が公表されていることといった要件を充たす必要があります（公益法人認定法施行規則第 18 条第 3 項及び第 22 条第 4 項、問Ⅴ - 3 - ④、問Ⅴ - 4 - ②参照）。
- 4 例えば、将来の事業計画として、施設等の整備を行ないつつ事業の拡充を計画している場合には、そういった施設等の資産の整備は、資産取得資金の積立対象ともなりうるどころ、それらも一体のものとして特定費用準備資金に計上、管理することができます。なお、特定費用準備資金を取り崩して事業を実施した事業年度においては、事業費から資金の取崩し額を控除して公益目的事業比率を算定しますが（公益法人認定法施行規則第 18 条第 2 項及び第 4 項第 1 号）、資産の取得等も一体のものとして特定費用準備資金を利用した場合には、資金のうち資産の取得等に充てられた分は費用にはならない一方、資産の取得等分も含めた資金の取崩し額は全額、事業費から控除して公益目的事業比率を算定することになるため、同比率が実際より引き下げられる結果となることに注意が必要です。
- 5 特定の事業と結びつくことがなく、法人の事業全体に係るインフラ整備と

しての設備の取得や更新、本部のある建物の修繕のための積立金は資産取得資金として計上することが適当です。